

教育政策とテレビの言説編制

——こども家庭庁をめぐる報道のテキスト分析——

Educational Policy and the Discourse Organization in TV Reporting: Text Analysis of Reports on *Children and Families Agency*

加藤 隆雄・井上 剛男・越智 康詞・酒井 真由子

Takao KATO, Takeo INOUE, Yasushi OCHI and Mayuko SAKAI

要 旨

テレビの教育報道は、物語的な意味論的構造を作りがちであるが、非物語的・散文的な教育政策のジャンルがどのようにテレビの意味論的構造に適合しないのかを、新聞記事との比較によって明らかにした。筆者らの構築したデータベースから「こども家庭庁」を教育政策報道のトピックとして選び(2023.4~6)、テキストマイニングによって新聞記事言説の意味論的構造と比較した。その結果、非物語的な要素を二つ指摘することができた。

キーワード：教育報道, 教育政策, こども家庭庁, テキストマイニング

はじめに

テレビの教育報道が、種々の報道のなかでも視聴者にとって特別な種類のものであることは一連の研究で何度か指摘してきた(加藤・紅林・越智・酒井, 2016; 加藤・酒井, 2017)。第一に、政治や国際関係や文化や経済などの報道では、多くの視聴者が非専門家であるのに対して、学校や子どもについての教育報道については、ほとんどの視聴者が「有識経験者」である(同上)。そのため、教育報道はより多くの視聴者の関心を惹くことになる。

第二に、速報性を旨とし即時的な情報を提供するテレビの教育報道が、基本的に語りの文化として、行ったり戻ったりすることができないという直線的な時間構造と多くのストーリーが並行して進行することのない単線的な時間構造をもち、忘却を前提とした情報把持がなされない形式をもつことに由来する性質である(酒井・加藤, 2017)。記録されたり、読み返されたりすることのない非蓄積型の情報伝達を行うテレビ報道は、いま-ここにいる視聴者がわかりやすい語りを行う必要がある。特に、子どもと教育に関わるトピックについては、上記のように多くの視聴者が「有識経験者」であり領域であり、多様な意見が存在している可能性がある。その際に、視聴者にとって

わかりやすく納得できる共有された枠組を提供するのが、「物語」である (Edelman, 1988; Carey, 1988)。混乱や不幸をもたらす敵がはっきりと示され告発されることで、視聴者の多くがカタルシスを得ることができるような語り—テレビの教育報道はその形式によって、そうしたものにならざるを得ないのである。例えば「児童虐待」「ヤングケアラー」「教員による猥褻」「園児のバス置き去り」といった事案は、子ども＝害を受ける主人公、親や政策策定者や教師や園関係者＝主人公に害を与える敵という物語的構図が明瞭である。テレビの教育報道のなかでは、子どもや教育に関する事件・事故というジャンルが、最も意味論的構造が物語的であるということができるだろう。

これに対して、物語的ではない事案は、次の二つの形をとる。第一は、報道されない。第二は、物語へと変形される。本稿は、物語的ではない教育報道ジャンルとして教育政策を取り上げた。そして、教育政策というジャンルがどのように物語的ではないのかということ、テレビの教育政策報道言説の意味論的構造と、上に挙げたテレビの諸特徴をもたないマスメディアである新聞言説の意味論的構造と比較することで、明らかにしようとした。

第1節で述べるように教育政策についての教育報道を取り上げるのはもう一つ意味がある。テレビの教育報道が、教育世論形成と関連があることは、一連の研究で何度か指摘してきた (酒井・越智・紅林・加藤, 2016; 越智・酒井, 2018; 井上・越智・加藤・酒井, 2022)。物語的な意味論のみでは多様で複雑な教育的現実が捉えられず、また有効な教育世論も生み出せないとしたら、その形成に影響を与えるテレビの教育報道もまた有効性を持たないというべきであろう。だとしたら、テレビの教育報道がどのような点で、教育政策を報道できないのかを明らかにすることは重要な意味を持つことになるだろう。

1. 教育報道言説における教育政策

教育報道のなかで、物語構造をもたないあるいは弱いジャンルがある。そうした領域の場合、テレビは、物語的な語りをすることができるのであろうか。別の言葉で言えば、物語的ではない (正確さを欠く表現だが「散文的」と呼ぶことにしよう) 事象をテレビの教育報道はどのように扱うのだろうか。本稿は、そのような散文的な教育事象として、教育政策に関わる領域を取り上げることとした。

表1-1は、一連の研究で作成したデータベース (第3節で詳述) を用いて、テレビの教育報道の分野・ジャンル別報道数を2019年と2021年、2022年について示したものである¹⁾。教育政策は、必ずしも少ないジャンルではないが、と言って最も注目されるジャンルでもない。そして、このジャンルは出来事的ではない。官庁や政党のもとで、組織構築や予算が関わるために、長い意思決定の積み重ねによって成り立つものである。教育報道のなかでも最も散文的な領域であると考えられる。

非物語的で散文的なジャンルに関しての教育報道の研究をするにあたって、教育政策領域においてあまりに専門的なトピックを選べば、そもそも報道自体が難しくなり研究対象も選定できなくなるであろう。分析の対象となるものは、視聴者がある程度関心を有している教育政策トピックである必要がある。本稿ではそのようなトピックとして「こども家庭庁」を選定した。こども家庭庁が設置される経緯の詳細は第2節で述べるが、視聴者にとってもテレビにとっても関心を持たれていていいはずのトピックである。

このような散文的な領域を検討することは、テレビの教育報道の性質をより詳細に見極めること

表 1-1 「教育報道」の報道分野別件数

| 分野 | 2019 年 | 2021 年 | 2022 年 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 政策 | 19 | 38 | 14 |
| 貧困失業 | 9 | 24 | 16 |
| 少年犯罪* | 19 | 15 | 36 |
| 事件・事故** | 112 | 26 | 60 |
| イベント** | 26 | 29 | 23 |
| 社会現象** | 55 | 80 | 60 |
| 裁判** | 44 | 2 | 22 |
| 学校教育（就学前） | 29 | 15 | 56 |
| 学校教育（小中高） | 121 | 136 | 117 |
| 学校教育（大学） | 2 | 41 | 18 |
| スポーツ** | 3 | 4 | 1 |
| その他社会 | 17 | 25 | 17 |
| 合計（件） | 456 | 435 | 440 |

(注) ※の各分野のうち、学校教育に関連するものは「学校教育」でカウントし、そのなかで複数の区分にまたがるものは「学校教育（小中高）」でカウントした。

に資すると考えられる。筆者らは、コロナ禍における児童虐待報道の減少という現象を先に検討した（井上・越智・加藤・酒井，2023）。テレビ報道は、全体として報道の構造が変わる事態においては、一種の経済を有しており、児童虐待のようなほぼテーマと構図が同じ事案については、たとえ強固な物語的構造を有していたとしても、省略を行っている可能性が示された。本稿が行おうとするのは、コロナ禍における児童虐待とは逆に、物語的な構造をもたない語りをテレビがどのように処遇するのかについての検討なのである。

次の第2節では、こども家庭庁がどのような背景で設置されたのかについての、長い意思決定の歴史を述べる。第3節では、2023年4月に発足したこども家庭庁をテレビがどのように報道したかについて、集計とテキストマイニングを用いた分析によって、その語られ方と言説の意味論的構造を示す。第4節では、同じ時期におけるこども家庭庁についての新聞報道の分析を行う。それによって、テレビの教育報道がどのような点において、教育政策を報道しにくくしているのかを分析し、教育世論形成における「蹉跌」と言うべきものを明らかにする（第5節）。

2. こども家庭庁設置に至る経緯

本稿では、こども家庭庁に関する教育報道言説を取り上げるが、まずはこども家庭庁がどのような政策のもと設置に至ったかを示しておく必要があるだろう。保育に関わる政策、児童虐待やヤン

グケアラーなどの問題への対策もこども家庭庁に期待されていたとはいえ、その設置に至る本流であったのは、1990年代以降社会問題化した少子化である。したがって、少子化がどのようにこども家庭庁設置につながっていったのかを述べておきたい。

(1) 1990年代の少子化対策

少子化が社会問題として注目を集めるようになったのは、1990（平成2）年²⁾の1.57ショックだというのが大方の見方である。『平成17年版 少子化社会白書』にも「わが国において、政府が「少子化」を問題として認識し、対策に取り組み始めたのは、1990（平成2）年の「1.57ショック」以降のことである」（内閣府、2005:8）と記されている。1.57ショックとは、1989（平成元）年の合計特殊出生率が1.57で、干支が丙午にあたる1966（昭和41）年の合計特殊出生率1.58を下回り、戦後最低になったことを指す。丙午生まれの女性は気性が激しいという迷信があり、この年に出産するのを避ける夫婦が多かったため、1966（昭和41）年だけ合計特殊出生率が極端に低いが、1989（平成元）年はそれを下回ったのである。

1990（平成2）年8月「健やかに子供を生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」が設置され、1991（平成3）年1月に報告書を公表している。報告書では、「家族が共に過ごす生活時間の確保」、女性の「職業生活と家庭生活の両立支援」、「男性の家庭生活への参加促進」、大都市地域での「住環境の整備」、「子どもの遊び環境の整備」、子ども連れでも参加できる「家族ぐるみでの社会活動の促進」、「ゆとりある教育の確保等」、「子育てに伴う経済的負担の軽減」、「妊娠・出産・子育てについての相談・支援体制の整備」といった具体的な少子化対策が初めて示された（健やかに子供を生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議、1991）。しかし、『平成16年版 少子化社会白書』が、「国立社会保障・人口問題研究所による『平成4年将来推計人口』（1992年9月）では、将来の合計特殊出生率（中位推計）を1.80としているように、概して出生率の低下は一時的な傾向として捉えられていた。政府の取組も少子社会に対する現状認識や、子育てに関する啓発活動が中心であった」（内閣府、2004a:94）と指摘しているように、この当時、少子化への危機感それほど高くなく、少子化対策が具体化されることはほとんどなかった。

そうした中、1994（平成6）年12月に「エンゼルプラン」が策定された。「エンゼルプラン」は、文部省、厚生省、労働省、建設省の4省連名による「今後の子育てのための施策の基本的方向について」という子育て支援10か年計画案のことである。エンゼルプランは、「子育てはとかく夫婦や家庭の問題ととられがちであるが、その様々な制約要因を除外していくことは、国や地方自治体はもとより、企業・職場や地域社会の役割でもある」としたうえで、今後10年間に取り組む子育て支援のための施策の基本的方向として、「(1) 子育てと仕事の両立支援の推進、(2) 家庭における子育て支援、(3) 子育てのための住宅及び生活環境の整備、(4) ゆとりある教育の実現と健全育成の推進、(5) 子育てコストの軽減」という5つを示した（文部省ほか、1994）。特に、「(1) 仕事と育児との両立のための雇用環境の整備、(2) 多様な保育サービスの充実、(3) 安心して子どもを生み育てることができる母子保健医療体制の充実、(4) 住宅及び生活環境の整備、(5) ゆとりある学校教育の推進と学校外活動・家庭教育の充実、(6) 子育てに伴う経済的負担の軽減、(7) 子育て支援のための基盤整備」（文部省ほか、1994）の7つは、子育て支援策の重点施策として優先して取り組むとした。さらに「エンゼルプラン」を受け、厚生大臣・大蔵大臣・自治大臣の合意による「緊急保育事業5か年事業」が1994（平成6）年12月に策定され、低年齢児（0～2歳児）保育、延長保育、放課後児童クラブといった「多様な保育サービスの充実」、「保育所の多機能化のための整備」、

地域子育て支援センターの整備といった「子育て支援のための基盤整備」に関する数値目標が設定された（厚生省，1994）。しかし，1.57ショック以降も合計特殊出生率は減り続けた。では，どうして「エンゼルプラン」では，少子化を食い止められなかったのだろうか。2023（令和5）年3月に公表された「こども・子育て政策の強化について（試案）」は，「エンゼルプラン」は「同時期に「ゴールドプラン」に基づき基盤整備を進めた高齢社会対策と比べるとその歩みは遅く，また，施策の内容も保育対策が中心であった」（こども政策担当大臣，2023）と指摘している。少子化対策は，高齢化対策より実施・拡大のスピードが遅く，また少子化対策も保育中心で労働・教育・住環境などに関するものはほとんどなかったというのである。確かに，労働に関する当時の新しい施策と言えば，育児休業給付の実施（1995（平成7）年），週40時間労働制の実施（1997（平成9）年）といったことしか見当たらない。

「エンゼルプラン」の実施から5年たった1999（平成11）年12月に「新エンゼルプラン」が策定される。「新エンゼルプラン」は，大蔵大臣・文部大臣・厚生大臣・労働大臣・建設大臣・自治大臣の6大臣が合意した「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」という少子化対策の5年計画のことである。「少子化対策推進基本方針」（1999（平成11）年12月）の決定を受け，「エンゼルプラン」を修正したものという位置づけになる。「新エンゼルプラン」では，「保育サービス等子育て支援サービスの充実」という従来の保育対策に加え，「仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備」，「働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正」，「母子保健医療体制の整備」，「地域で子どもを育てる教育環境の整備」，「子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現」，「教育に伴う経済的負担の軽減」，「住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援」などでの具体的な目標が設定された（大蔵大臣ほか，1999）。

(2) 2000年代の少子化対策

「新エンゼルプラン」の計画目標はほぼ達成される見通しになったが，少子化の進行を食い止めるには至らなかった。そうしたなか，「新エンゼルプラン」の計画終了年の前年にあたる2003（平成15）年7月に「少子化社会対策基本法」が議員立法で制定され，同年9月から施行された。この法律では，少子化対策における国，地方公共団体，事業主，国民の義務を明記するとともに，政府が少子化に対処するための施策の大綱を定めることを求めている。同法施行を受け，翌2004（平成16）年6月，「少子化社会対策大綱」が閣議決定される。「少子化の流れを変えるための総合的な施策展開の指針」として，「Ⅰ 自立への希望と力 若者の自立が難しくなっている状況を変えていく」，「Ⅱ 不安と障壁の除去 子育ての不安や負担を軽減し，職場優先の風土を変えていく」，「Ⅲ 子育ての新たな支え合いと連携 一家族のきずなと地域のきずな— 生命を次代に伝えるべくくんでいくことや家族を築くことの大切さの理解を求めていく。子育て・親育て支援社会をつくり，地域や社会全体を変えていく」という3つの視点が提起された（内閣府，2004b）。そのうえで，「Ⅰ 若者の自立とたくましい子どもの育ち」のために「就業困難を解消するための取組，豊かな体験活動の機会の提供」を行う，「Ⅱ 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」のために，「企業の行動計画策定・目標達成の取組」や「勤務時間の短縮等の措置，再就職支援」を促す，「Ⅲ 生命の大切さ，家庭の役割等についての理解」のために，「生命の尊さを実感し，社会とのかかわりなどを大切にすることへの理解を深める」支援を行う，「Ⅳ 子育ての新たな支え合いと連帯」のために「子育て支援施策の効果的な実施，身近な地域でのきめ細かな子育て支援の取組，児童虐待など特に支援を必要とする子どもとその家庭に対する支援」や「妊娠，出産，子どもの育ちにかかわる保健医療」

の助成を行う、という4つの重点課題と、それらに取り組むための28の具体的な行動が示された（内閣府, 2004b）。若者の自立や働き方の見直しなど、従来の「エンゼルプラン」や「新エンゼルプラン」よりも幅広い分野での行動を求める提言となっている。

さらに、「少子化社会対策大綱」で示された施策を推進するために立てられた実施計画が「子ども・子育て応援プラン」である。「子ども・子育て応援プラン」は、内閣総理大臣を会長とし、全閣僚を委員とする少子化社会対策会議において2004（平成16）年12月に決定された「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」のことである。「子ども・子育て応援プラン」では、「少子化社会対策大綱」の4つの重点課題について、2005年度から5年間に行う施策とその目標が列挙されている。厚生労働省は、このプランの特徴を以下のように説明している。「プランに掲げた施策の実施を通じて、「子どもが健康に育つ社会」「子どもを生み、育てることに喜びを感じることのできる社会」への転換がどのように進んでいるのかわかるよう、概ね10年後を展望した「目指すべき社会の姿」を提示」（厚生労働省, 2004）することで、進捗状況やその効果を確認しながら実施計画を推進できる。また、「全国の市町村が策定中の次世代育成支援に関する行動計画も踏まえて目標設定することにより、全国の市町村における行動計画の推進を支援」（厚生労働省, 2004）するとしており、「子ども・子育て応援プラン」の目標値を地方公共団体の「次世代育成支援に関する行動計画」とリンクさせることで、目標達成への取組に実効性を持たせようとしている。これらが、厚生労働省が示したプランの特徴であった。

(3) 2010年代の少子化対策

民主党政権となった2010（平成22）年1月に「子ども・子育てビジョン」について～子どもの笑顔があふれる社会のために～が閣議決定された。「子ども・子育てビジョン」は、「少子化社会対策大綱」を5年ぶりに見直したものである。ここでは、すべての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障される「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」となる社会を目指し、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと転換し、「社会全体で子育てを支える」体制を整えるとともに、若者が「生活と仕事と子育ての調和」を図れるようにすることで、彼らの「希望」がかなえられるようにすることが重要だとした（内閣府, 2010）。具体的には、子ども一人一人の「1 生命（いのち）と育ちを大切にする」、子どもや子育て家庭の「2 困っている声に応える」、若い世代や子どもの立場に立って、「3 生活（くらし）を支える」という3つの大切な姿勢に基づき、「1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ」、 「2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ」、 「3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ」、 「4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ（ワーク・ライフ・バランスの実現）」という目標とする社会への政策4本柱と12の主要施策の実現を目指すとし、5年間を目途とした数値目標も示された（内閣府, 2010）。

「子ども・子育てビジョン」の実施に合わせて、少子化社会対策会議において少子化対策の財源について検討が行われ、2012（平成24）年3月に「子ども・子育て新システムに関する基本制度」が決定された。それに伴い、子ども・子育て関連3法が成立し、社会保障に係る消費税の充当先として少子化対策も組み入れられることになった。子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」は2015（平成27）年4月に実施されることになったが、2014（平成26）年度には、待機児童が多い市町村等に「保育緊急確保事業」として消費税の引き上げ分を活用した財政支援が行われた。

「子ども・子育てビジョン」から5年たった2015（平成27）年3月、「少子化社会対策大綱～結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざして～」が閣議決定された。そこでは、「(1) 結婚や子育てしやすい環境となるよう、社会全体を見直し、これまで以上に少子化対策の充実を図る」、「(2) 個々人が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくることを基本的な目標とする」、「(3) 結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない取組と地域・企業など社会全体の取組を両輪として、きめ細かく対応する」、「(4) 集中取組期間を設定し、政策を集中投入する」、「(5) 長期展望に立って、継続的かつ総合的な少子化対策を推進する」という5つの基本的な考え方が示された（内閣府，2015）。この「少子化社会対策大綱」は、従来の少子化対策に加え、結婚の支援を打ち出している点に特徴がある。そして、「(1) 子育て支援施策を一層充実させる」、「(2) 若い年齢での結婚・出産の希望が実現できる環境を整備する」、「(3) 多子世帯へ一層の配慮を行い、3人以上子供が持てる環境を整備する」、「(4) 男女の働き方改革を進める」、「(5) 地域の実情に即した取組を強化する」という5つの重点課題とともに、長期的視野に立った「きめ細かな少子化対策の推進」を謳っている（内閣府，2015）。

(4) 2020年以降の少子化対策としてのこども家庭庁

2020（令和2）年5月、「少子化社会対策大綱～新しい令和の時代にふさわしい少子化対策へ」が閣議決定される。ここでは、若い世代の「希望出生率1.8」を実現するため、「(1) 結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる」、「(2) 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える」、「(3) 地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める」、「(4) 結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる」、「(5) 科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する」という5つの「少子化対策における基本的な目標」を達成することを目指すとした（内閣府，2020）。「希望出生率」とは、若い世代の結婚や出産の希望がなかったときの出生率の水準のことである。2015年の「少子化社会対策大綱」との大きな違いとして、ICTの積極的な活用を求めている点が挙げられる。これらの基本的な目標に基づき、結婚前、結婚、妊娠・出産、子育ての各ライフステージにおける施策の方向性が示されている。

2021（令和3）年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」に基づき、子どもに関する政策の方向性を検討する「こども政策の推進に係る有識者会議」が設置された。この会議は同年11月に第1次報告書を出した。この報告を受け、2021（令和3）年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定された。この基本方針では、「こどもの最善の利益を第一に考え、こどもまんなか社会の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が司令塔となり、政府が丸となって取り組む必要がある」（内閣官房，2021）として、「こども家庭庁」を設置するとしている。また、こども家庭庁は、「全てのこどもの健やかで安全・安心な成長に関する事務を担う」成育部門、「こどもと家庭に対する、アウトリーチ型・伴走型の支援に関する事務を担う」支援部門、「庁全体の官房機能を担うとともに、こども政策全体の司令塔機能の発揮、地方・民間団体・国際社会との連携、こどもの健やかな成長を支える社会的機運の醸成、データ分析やEBPMに関する事務を行う」企画立案・総合調整部門の3部門体制からなるとされた（内閣官房，2021）。2022（令和4）年6月には「こども家庭庁設置法」が成立・公布され、こども家庭庁が設置されるに至るのである。

2023（令和5）年1月には、こども政策担当大臣を座長とする「こども政策の強化に関する関係府省会議」が開催された。この会議は、同年3月に「こども・子育て政策の強化について（試案）」

～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」を公表し、「経済財政運営と改革の基本方針 2023（骨太の方針 2023）」に向けた提言を行っている。この試案では、「若い世代が希望通り結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、ストレスを感じることなく子育てができる社会、そして、子どもたちが、いかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、生まれ、笑顔で暮らせる社会」を目指すため、「1. 若い世代の所得を増やす」、「2. 社会全体の構造・意識を変える」、「3. 全ての子育て世帯を切れ目なく支援する」という少子化対策の基本理念が示される。この基本理念のもと、「今後3年間で加速化して取り組む子ども・子育て政策」として、児童手当の拡充や出産育児一時金の引き上げなど「1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化」、妊娠期からの「伴走型相談支援」や「子ども誰でも通園制度（仮称）」の創設など「2. 全ての子ども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充」、「産後パパ育休」などの特定期間の育児休業における給付率を引き上げるといった「3. 共働き・子育ての推進」、「子どもファスト・トラック」を設けるなどの「4. 子ども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」を行うとした。2023（令和5）年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2023（骨太の方針 2023）」では、これらの加速化プランを推進することに取り組むとしている。

少子化対策から子ども家庭庁に至る経緯を整理すると、次のようになる。少子化対策は、1990（平成2）年の「1.57ショック」以降から本格的に行われるようになった。しかし、1990年代には危機感が乏しく、保育以外の少子化対策はほとんど手付かずの状態だった。2000年代に入ると、少子化の進行に歯止めがかからないこともあり、多様な施策が実施されるようになった。2010年代になると、少子化対策が社会保障に係る消費税の充当先となり、安定した財源を確保できるようになった。2015（平成27）年の「少子化社会対策大綱」では、結婚の支援も少子化対策の一環として位置づけられ、少子化対策の範囲も広がった。2020年代には、少子化対策へのさらなる財源投入や制度改革の拠点として、子ども家庭庁が設置されたのである。

以上のような政策的歴史をもって登場した子ども家庭庁であるが、テレビはこれをどのように報じたのだろうか。次節では、テレビにおける子ども家庭庁に関わる言説の意味論的構造を捉えることにしたい。

3. 子ども家庭庁に関わるテレビの教育報道データの分析

教育政策がテレビの言説においてどのような意味論的構造をとるのか。子ども家庭庁について取り上げたテレビ報道の言説を、次のような手続きで分析した。

まず、本研究を含む一連の研究は、作業員の協力のもと、テレビ番組を録画する機器（ブルーレイ・ハードディスク・レコーダー）によって作成された教育報道のデータベースを用いている。データベースは、以下のようにして作成したものである。地上波デジタル放送局のNHKと民放キー局系4局（TBS、テレビ朝日、日本テレビ、フジテレビ）の朝と夜のニュース・報道番組（表3-1）をブルーレイ・ハードディスク・レコーダーに予約録画したのち、その録画から子どもや教育に関連するニュースおよび報道をのみ残す。これらを一一つ確認しながら、テレビ局・日付・番組名・ニュースや報道の冒頭に画面に表示されるテロップ・放送された時間を、エクセル表に入力し、録画したニュース・報道情報のインデックスを作成する。録画データは、コピー10の許容範囲内において複製されたブルーレイディスクに保存し、本研究メンバー間で共有される。

表 3-1 データベースの対象としたニュースと報道番組一覧

| テレビ局 | 朝（平日） | 朝（土曜） | 朝（日曜） | 夜（平日） | 夜（土曜） | 夜（日曜） |
|-----------|------------------|----------------|-------------------|--------------------|---------------------------|----------------------|
| NHK | NHK ニュース おはよう日本 | | | ニュース ウォッチ 9 | NHKニュース7 | NHKニュース7 NHKスペシャル |
| Eテレ | | | | | ETV 特集 | |
| TBS | THE TIME, | JNN ニュース | サンデーモー ニング | NEWS23 | 情報 7days ニュースキャ スター | N スタ |
| テレビ 朝日 | 羽鳥慎一モー ニングショー | 週刊ニュース リーダー | サンデー LIVE!! | 報道ステー ション | サタデース テーション | サンデース テーション |
| 日本 テレビ | DayDay. | ウエークアップ | シューイチ | news zero | Going! Sports&News | 真相報道バン キシャ! |
| フジ テレビ | めざまし 8 | めざましどよ うび | 日曜報道 THE PRIME | FNN Live News α | S-PARK | Mr. サンデー |

本稿で取り上げることも家庭庁に関する教育報道も、このようにして共有されたデータである。分析の対象となったことも家庭庁に関する教育報道は表 3-2 に示した。子ども家庭庁は 2023 年 4 月 1 日に発足したので、4 月から本稿における分析を始めた前月の 6 月までの教育報道を対象とすることにした³⁾。

一見して明白だが、子ども家庭庁に関するニュースの数は非常に少ない。表 3-3 で示すのは、各テレビ局における教育報道の数と、そのなかにおける子ども家庭庁に関する教育報道の数と占める割合である。表 3-2（注）にも示した通り、6 月には報道はなかったため、6 月分のデータは割愛

表 3-2 2023 年 4 月～6 月 「子ども家庭庁」に関する報道のテロップ

| 月 | テレビ局 | 日にち | 番組名 | テロップ | 時間 |
|---|-------|------|-----------------|---------------------------------|--------|
| 4 | NHK | 4/1 | おはよう日本 | きょうから新年度 子ども家庭庁も発足 | 4' 24" |
| | | 4/3 | おはよう日本 | 子ども家庭庁業務開始 その役割は？ | 1' 40" |
| | | 4/3 | ニュースウォッチ 9 | “子ども中心の政策” 実現なるか | 8' 46" |
| | | 4/4 | おはよう日本 | 子ども家庭庁 初代長官に聞く | 9' 04" |
| | TBS | 4/4 | THE TIME, | 「子ども家庭庁」始動 社会保険料↑か | 0' 56" |
| | テレビ朝日 | 4/3 | 報道ステーション | 「子ども家庭庁」本格始動 | 3' 33" |
| | フジテレビ | 4/8 | FNN Live News α | より柔軟な働き方を 今月発足子ども家庭庁 河野大臣が視察 | 1' 13" |
| 5 | NHK | 5/2 | おはよう日本 | 小倉大臣「子ども誰でも通園制度」に意欲 | 0' 54" |
| | | 5/18 | おはよう日本 | 子ども家庭庁で 議論始まる | 3' 21" |

(注) 4 月は日本テレビで、5 月は民放局全局で子ども家庭庁に関する報道はなかった。6 月は全局で子ども家庭庁を取り上げた報道がなかった。

表 3-3 2023 年 4 月～6 月 教育報道全体に対する「こども家庭庁」に関する報道

| テレビ局 | NHK | | TBS | | テレビ朝日 | | 日本テレビ | | フジテレビ | |
|------------------|------|-----|-----|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 4 月 | 5 月 | 4 月 | 5 月 | 4 月 | 5 月 | 4 月 | 5 月 | 4 月 | 5 月 |
| A. 教育報道数 | 23 | 32 | 28 | 49 | 3 | 11 | 18 | 24 | 19 | 17 |
| B. こども家庭庁に関する報道数 | 4 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| % (B/A) | 17.4 | 6.3 | 3.6 | 0 | 33.3 | 0 | 0 | 0 | 5.3 | 0 |

してある。

公共放送としての NHK と、他の民放とのあいだで差異がある可能性は予測されたが、実際にそのような傾向は認められた。他方、教育報道自体が極端に少ないテレビ局（テレビ朝日）があることもわかった。また、こども家庭庁について対象とした番組内では報道していないテレビ局（日本テレビ）もあった。こども家庭庁が発足した 4 月にはほとんどの局で報道がなされたが、5 月になると民放での報道はなくなった。6 月には「こども家庭庁」を見出しにするテロップは完全に消えてしまった⁴⁾。

このように、1 節で述べた通り、教育報道における教育政策分野に対する偏りは確かに認められる。しかし、こども家庭庁自体に特に動きがないからだとも考えることもできる。この点については、新聞との比較をする第 4 節で述べたいと思う。

では、実際に教育政策（こども家庭庁）の報道言説はどのような意味論的構造を有しているのだろうか。分析の手法は、教育報道データにおけるナレーションをテキストに起こし、テキストマイニングにより分析することとした。テキストマイニングのソフトとしては「KH コーダー」を用いた。そこに出現する一定頻度以上の語彙同士の連関を示すことによって、こども家庭庁に関するニュースがどのような意味連関を形成しているかを捉えようとしている（樋口、2020）⁵⁾。テキストマイニングの手法のうち、共起ネットワーク図（樋口・中村・周、2022）を作成することでこれを示した（図 3-1、図 3-2）。上に示したように、データ数が少ないため、例えば NHK と民放との比較をすることはせず、4 月は各局のデータを合わせたもの、5 月は NHK のデータ全体をそれぞれ対象とした。4 月と 5 月では、報道の内容がまったく違っているため、両者を併せることはせず別々に分析した。

図 3-1 はこども家庭庁が発足した 2023 年 4 月の報道を分析したものである（最小出現頻度 10）。

語句（ノード）の塊であるサブグラフは、10 個得られた。ただし、「子ども」「政策」など 5 個のノードからなるサブグラフは、「対策」のノードにおいて「少子化」「財源」などからなるサブグラフの「少子化」ノードとの弱い関連を有し、そのサブグラフ中の「財源」ノードは、10 個のノードからなるサブグラフと「具体」「検討」「たたき台」のノードへの弱い関連を有している。これら 3 つのサブグラフがこども家庭庁の意味連関の中心的なクラスターをなしていると見ることができる。このクラスターにおける連関には、〈少子化—対策・具体的な施策—財源・予算〉という目的経路を見て取ることができよう。

サブグラフの半数は、こども家庭庁の役職と組織に関わるものであるが、「出産」「手当」「保育」からなるサブグラフと、「児童」「虐待」「行政」からなるサブグラフがあり、これらがこども家庭庁に関わる中心的なクラスターの周囲に存在している。しかし、まだ直接的な関連はないことから、

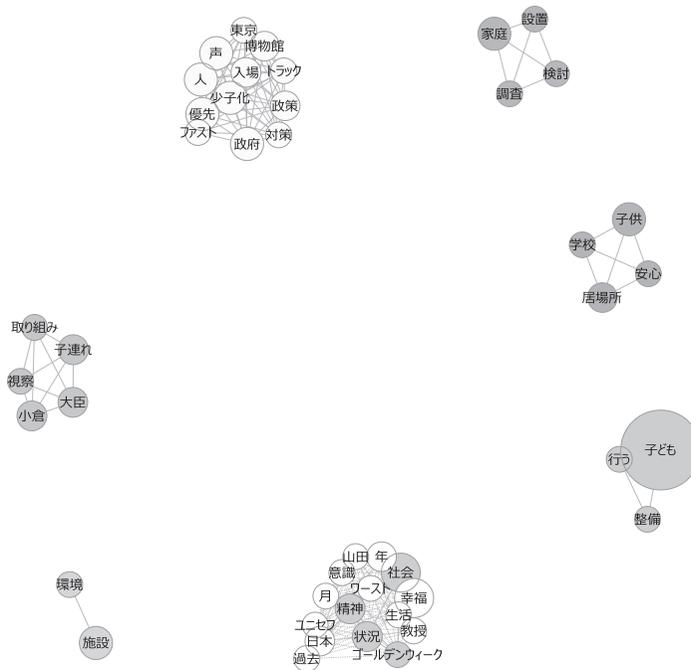


図 3-2 こども家庭庁に関する教育報道の共起ネットワーク (2023年5月)
(サブグラフ数7)

4. こども家庭庁に関わる新聞報道データの分析

こども家庭庁に関しては、テレビに限らずそもそも報道自体が難しいのではないかと、という疑問が生じるだろう。この節ではもう一つのマスメディアとしての新聞がこども家庭庁に関してどのような報道をしていたのかを検討することにする。対象としたのは、『朝日新聞』と『読売新聞』の全国版の2023年4月～6月の記事（断りが無い限り朝刊記事⁶⁾）であり、どちらも既存のデータベースを利用し、こども家庭庁に関する記事を検索した。ただし、こども家庭庁について何か述べられているわけではない記事（例えば「首相動静」（朝日）「岸田首相の一日」（読売）「人事異動」）やまとめ記事（「NEWS 2 WEEKS」（朝日）「〇月の日程」（読売））、具体的な内容がなく「こども家庭庁」に言及があるだけの記事、そして投書は省いた。

また、新聞記事は、テレビの報道と違い、「こども家庭庁」という語のデータベース検索は容易であり、間接的な言及しかない記事もピックアップされる。ここでは、テレビ報道と基準を同じくするため、見出しに「こども家庭庁」が含まれている記事および明らかにそれに関する記事であることがわかる見出しに限ることとし、表 4-1 と表 4-2 に示した⁷⁾。

テレビの教育報道と『朝日新聞』『読売新聞』の記事数との比較は表 4-3 に示した。

テレビ報道数は合算であるにもかかわらず、4月の報道数は両新聞に及ばない。こども家庭庁に対するテレビの5月以降の関心の薄さはすでに述べた。6月の記事は同一のトピックが多い（園バ

ス安全装置の調査など)が、『朝日新聞』よりも『読売新聞』が熱心に報道しているのがわかる。

では、教育政策について詳しく報道するというのはどういうことなのだろう。5月のテレビ報道の共起ネットワークは、あまりに分散していて、新聞との比較が無意味になることから、参照対象のある4月の両新聞の記事データを、前節と同様、テキストマイニングにより分析し、共起ネットワークを図4-1, 4-2に示した。

両新聞とも記事数は同じであるが、共起ネットワークは大きく違っていた。どちらもテレビ報道の共起ネットワークに類似したところがあるが、『朝日新聞』においては18個のサブグラフが検出され、テレビ報道よりも多数のトピック、すなわち意味論的なまとまりを有していた。最小出現数

表4-1 2023年4月～6月「こども家庭庁」に関する『朝日新聞』の新聞記事

| 月日 | 記事見出し | 文字数 |
|------|--|------|
| 4/1 | (社説) 子ども政策 「財源」に向き合う番だ | 997 |
| 4/1 | 少子化対策, 勝負の3年 まず列举, 具体策はこれから | 2514 |
| 4/4 | こども家庭庁, 発足式 子ども・若者6人参加 | 417 |
| 4/6 | 幸せに育っていける社会へ こども家庭庁が発足 | 3255 |
| 4/9 | (天声人語) こども記者からの質問 | 616 |
| 4/13 | 財源「税と組み合わせ」も 「異次元対策」巡り こども家庭庁長官 | 435 |
| 4/19 | こども大綱, 議論開始 政策の基本方針を一元化 | 482 |
| 4/22 | 3歳以上受け入れやすく 小規模保育所, ルール見直し こども家庭庁 | 524 |
| 4/28 | 子どもの自殺防止へ初会合 | 193 |
| 4/30 | 学校の「指導死」, 可視化へ一歩 遺族が要請, 調査の選択肢追加 | 1385 |
| 5/13 | 「不適切な保育」定義あいまい 国調査「氷山の一角」との見方も | 1682 |
| 5/13 | 不適切な保育914件 国が初調査, 虐待90件 認可保育所 | 747 |
| 5/18 | (社説) 不適切保育 認識共有し再発防止を | 995 |
| 5/29 | (ひと) 渡辺由美子さん 初代のこども家庭庁長官に就いた厚生労働省官僚 | 594 |
| 6/1 | 少子化対策, 年3.5兆円規模に 5000億円増額 首相が指示 | 643 |
| 6/2 | 児童手当の所得制限, 撤廃 政府素案, 来年度から支給検討 | 896 |
| 6/3 | 子どもの自殺対策, タブレットで異変察知 「1人1台端末」活用, 政府方針 | 613 |
| 6/15 | (社説) 子ども政策 合意形成 先送りするな | 1007 |
| 6/17 | 性犯罪歴ある人制限へ 教育現場の就業, 法案化方針 こども家庭庁 | 452 |
| 6/28 | 「日本版DBS」導入へ議論開始 性犯罪歴のある人, 教育現場への就労制限 | 1293 |
| 6/28 | (時時刻刻) バス置き去り, 防ぐため 車内に園児取り残され熱射病で死亡……安全装置義務づけ | 3119 |
| 6/28 | 園バスに安全装置55% 自治体間で差 義務化後初の調査 | 717 |
| 6/29 | (#政官界ファイル) 学童の整備目標 「達成難しい」 | 292 |

表 4-2 2023 年 4 月～6 月 「こども家庭庁」に関する『読売新聞』の新聞記事

| 月日 | 記事見出し | 文字数 |
|------|--|------|
| 4/1 | こども家庭庁 きょう発足 少子化や虐待 対応一元化 | 454 |
| 4/1 | 縦割り打破に期待 未就園児や虐待 「司令塔の役割を」 | 831 |
| 4/1 | 「こども家庭庁 政策加速期待」 小池知事 | 259 |
| 4/4 | こども家庭庁 業務開始 少子化対策 縦割り打破へ | 543 |
| 4/5 | 「こども記者」が直球質問 こども家庭庁で 少子化相が会見 | 435 |
| 4/10 | [New 門] 少子化や虐待対策 一手に | 2201 |
| 4/12 | 自殺対策部署を設置 | 174 |
| 4/13 | 「子ども施策 司令塔役に」 こども家庭庁 渡辺長官 記者会見で決意 | 558 |
| 4/19 | 「こども大綱」策定へ初会合 年内にも閣議決定 | 188 |
| 4/28 | 子ども自殺 6 月にも新対策 | 177 |
| 5/3 | 新法施行 1 年 わいせつ教員根絶 意識に課題 DB・警察連携 進む対策 | 2157 |
| 5/12 | 「不適切保育」914 件 昨年 4～12 月 うち「虐待」90 件 初の全国調査 | 1050 |
| 5/12 | 基礎からわかる少子化問題＝特集 | 2727 |
| 5/13 | 保育園「虐待」90 件 昨年 4～12 月 通報義務化検討へ 初の全国調査 | 683 |
| 5/16 | 「不適切保育」県内 16 件 昨年 4～12 月 「虐待」事案はなし＝山梨 | 720 |
| 5/17 | 子ども予算 一元管理 政府 特別会計創設を検討 | 273 |
| 5/17 | 保育士配置増で質向上 少子化「異次元の対策」たたき台 | 2206 |
| 5/21 | [社説] 不適切保育 虐待生む背景に何があるのか | 958 |
| 5/23 | 平塚・保育園女児死亡 保育者 1 人 避ける体制を＝神奈川 | 809 |
| 5/30 | 教員不適切指導 調査を遺族要望 文科省に提出 | 349 |
| 6/2 | 少子化 財源「年末までに」 児童手当拡充 素案明記 政府方針 | 1033 |
| 6/2 | 「財源先送り」批判に反論 少子化対策 政府 歳出削減 実現に課題 | 1067 |
| 6/3 | 子ども自殺防ぐ「心の健診」 政府新対策 全国に専門家らチーム | 575 |
| 6/7 | 性被害 政府が対策会議 来週にも | 352 |
| 6/14 | [スカナー] 年 3 兆円台 財源は 少子化対策 給付拡充 負担増 明確化せず | 1968 |
| 6/14 | 性被害防止対策 強化へ ジャニーズ問題巡り 関係府省初会議 | 703 |
| 6/16 | 補正予算で未就園児事業 福島市議会閉会＝福島 | 276 |
| 6/17 | 「日本版 DBS」 今秋にも法案 | 168 |
| 6/20 | 不適切な保育 幼稚園を調査 県、今夏めど＝秋田 | 381 |
| 6/26 | 「付き添い入院」実態調査へ 政府 家族の負担改善目指す | 692 |
| 6/28 | 園バス安全装置 設置 55% こども家庭庁 早期対応を呼びかけ | 328 |
| 6/28 | 通園バスの安全装置 設置完了平均下回る 県内 51.9%＝群馬 | 546 |
| 6/28 | 園バス安全装置 設置 47% 全国は 55% 県「速やかに導入支援」＝栃木 | 440 |
| 6/28 | 園バス安全装置 全国上回る 57.8%設置 県、早期完了目指す＝新潟 | 244 |
| 6/28 | 園バス安全装置 設置今月末 55% | 270 |
| 6/28 | 送迎バス安全装置 設置 44% 全国平均 55%下回る＝山梨 | 415 |
| 6/28 | 園バス安全装置 設置 50.6% 全国平均下回る＝東京 | 368 |
| 6/29 | 学童保育「待機」1 万 6825 人 前年比 1645 人増 | 314 |

表 4-3 2023 年 4 月～6 月 「こども家庭庁」に関するテレビ報道数と新聞記事数の比較

| | テレビ報道数 (合算) | 『朝日新聞』記事数 | 『読売新聞』記事数 |
|-----|-------------|-----------|-----------|
| 4 月 | 7 | 10 | 10 |
| 5 月 | 2 | 4 | 10 |
| 6 月 | 0 | 9 | 28 |

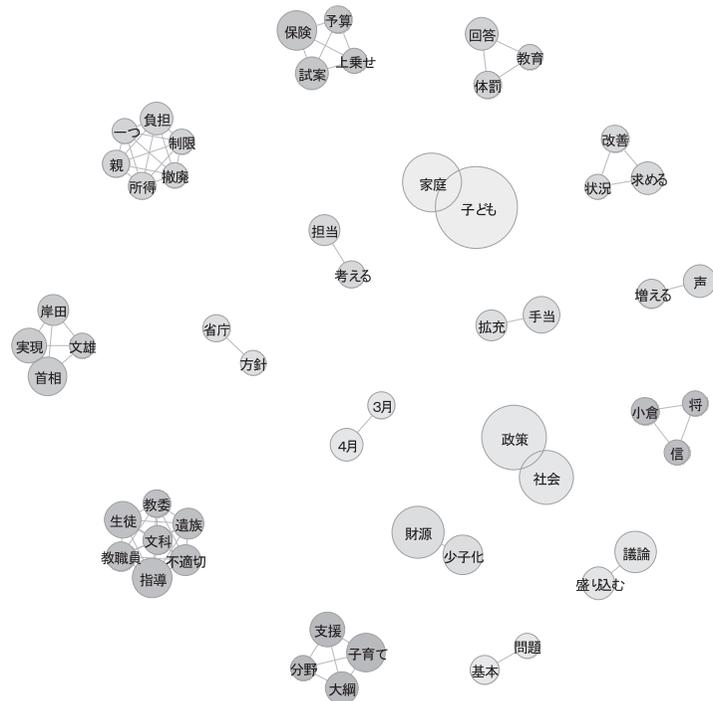


図 4-1 こども家庭庁に関する『朝日新聞』記事の共起ネットワーク (2023 年 4 月) (サブグラフ数 18)

を 5 と設定して、88 語が対象となった。それらは「予算」「試算」「負担」「所得」「財源」「少子化」などの政策に関わるサブグラフと、「生徒」「遺族」「子育て」「支援」「教育」「体罰」などの教育的なトピックで構成されたサブグラフからなる。テレビ報道の共起ネットワークに比べると、整然としていてトピックも網羅的である。

『読売新聞』の記事については、テレビ報道のものよりも少ない 8 個のサブグラフであり、最小出現数 4 と設定しても 58 であり、洗練された語彙により記事が構成されていたということが言える。語彙はかなり構造化されていて、8 つのサブグラフのうち「子ども」「家庭」などこども家庭庁の性格からなるもの、「発足」「内閣」など行政的ノードからなるもの、「虐待」「保育」など実際の子どもの問題からなるもの、「参加」「実現」など政治的なノードからなるものの 4 つが関連する構造をもっていた。語彙の実に 77% がこのクラスターのなかに組み込まれていたことになる。

テレビ報道の言説よりも、新聞の意味論構造ははるかに洗練されているが、『朝日新聞』は多様

テレビの教育報道は、教育世論の構成に大きく影響する¹⁰⁾。テレビの教育報道において、子どもに関わる事件・事故が好まれるのは、報道する側の姿勢によるというよりも、その物語性が報道の時間的性質に合致しているからである。そこでは、比較的単純な意味論的構造が反復されており、視聴者がより広い視野を持ってより構造化された教育世論を形成することを阻むことになってしまうと考えられるのである。

注

- 1) 2020年はコロナ禍による偏りがあると考えられるため省いた。
- 2) 政府公文書等で和暦が用いられることに鑑みて、この節では()内に和暦を記す。
- 3) 2023年7月以降に、こども家庭庁の動向に応じて報道がなされたことは確認しているし、また今後も報道はなされるだろう。しかし、本稿は、こども家庭庁設立とその直後に、教育報道のもつ特性が見られるという観点に立っている。
- 4) これは報道のなかに「こども家庭庁」という語句がまったく出現しないという意味ではない。例えば、児童虐待のニュースで名前は挙がるものの、それ以上の言及がされないようなケースは散見された。
- 5) 教育報道の他ジャンルの言説構造と比較したいところではあるが、テーマが多岐に及ぶため本論文ではそのような比較を割愛した。
- 6) 『朝日新聞』は全国版のみを、『読売新聞』は東京版のみを対象とした。ただし、『読売新聞』の「東京版」は、東日本・北日本版という趣旨であり、『朝日新聞』の全国版とは性格が異なる。
- 7) こども家庭庁は、例えば「不適切な保育」「バス安全装置」の全国調査の主体であるので、こうした調査の記事は「こども家庭庁」の語句がなくても掲載してある。なお、テレビの報道には同じ内容の報道はなかった。対策や政策に関わるものも同様である。表では省いたが、実際には「子連れ優先レーン」「児童福祉週間」「強制不妊訴訟」などの記事でもこども家庭庁に言及がある。
- 8) ニュースヤルポルターージュのもつこうした性格についての分析は、Luhmann (1996: 訳書 44-66) を参照。
- 9) 記憶の把持と忘却については、酒井・加藤 (2017) などで論じたが、ブルデューも「構造的健忘症」と表現している (Bourdieu, 1996: 訳書 155)。また、バルナル・スティグレルの「記憶産業」の議論も重要である (Stiegler, 1994, 1996, 2001)。
- 10) 山脇 (2012) は、ホール、フェアクラフ、ラクラウの議論を引きながら、政策形成過程をめぐって編制されるマスメディア言説とオーディエンスによる対抗言説編制の不可能について論じている。本稿が示したのは、オーディエンスばかりかテレビメディア自体も透過していく教育政策に関わる言説のあり方であった。

文 献

- Bourdieu, Pierre (1996) *Sur la Télévision*, LIBER. (=2000, 櫻本陽一訳『メディア批判』藤原書店.)
- Carey, J. W., ed. (1988) *Media, Myth and Narratives*, Sage.
- Edelman, Murray (1988) *Constructing the Political Spectacle*, The University of Chicago Press. (=2013, 法貴良一訳『政治スペクタクルの構築』青弓社.)
- 樋口耕一 (2020) 『社会調査のための計量テキスト分析 内容分析の継承と発展を目指して 第2版』ナカニシヤ出版.
- 樋口耕一・中村康則・周景龍 (2022) 『動かして学ぶ! はじめてのテキストマイニング フリー・ソフトウェアを用いた自由記述の計量テキスト分析』ナカニシヤ出版.
- 井上剛男・越智康詞・加藤隆雄・酒井真由子 (2022) 「教育言説を編制するものとしてのテレビー方法と展望一」『鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部紀要 人文科学・社会科学編』第5号, 鈴鹿大学, 19-30.
- 井上剛男・越智康詞・加藤隆雄・酒井真由子 (2023) 「新型コロナウイルス・パンデミックが教育報道に与えた影響

- テレビメディアの報道内容の分析から—『鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部紀要 人文科学・社会科学編』第6号, 鈴鹿大学, 35-48.
- 加藤隆雄・紅林伸幸・越智康詞・酒井真由子 (2016)「擬似出来事物語機能とその「外部」—テレビにおける教育報道の脱物語化—」『アカデミア 人文・自然科学編』第12号, 南山大学, 37-52.
- 加藤隆雄・酒井真由子 (2017)「物語型権力と交渉的解読空間—教育世論の脱物語化にむけて—」『アカデミア人文・自然科学編』第13号, 南山大学, 51-70.
- こども政策担当大臣 (2023)「こども・子育て政策の強化について(試案)～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」
<https://www.cfa.go.jp/policies/81755c56-2756-427b-a0a6-919a8ef07fb5/>.
- 厚生労働省 (2004)「子ども・子育て応援プラン」<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/jisedai22/pdf/data.pdf>.
- 厚生省 (1994)「『緊急保育対策等5か年事業』の概要」
<https://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryu/no.13/data/shiryu/syakaifukushi/517.pdf>.
- Luhmann, Niklas (1996) *Realität der Massenmedien, 2. erweiterte Auflage*, Westdeutsche Verlag. (=2005, 林香里訳『マスメディアのリアリティ』木鐸社.)
- 文部省・厚生省・労働省・建設省 (1994)「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/angelplan.html>.
- 内閣府 (2004a)『平成16年度版 少子化社会白書』ぎょうせい.
- 内閣府 (2004b)「少子化社会対策大綱」https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/law/t_mokuji.html.
- 内閣府 (2005)『平成17年度版 少子化社会白書』ぎょうせい.
- 内閣府 (2010)「『子ども・子育てビジョン』について～子どもの笑顔があふれる社会のために～」
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/family/vision/index.html>.
- 内閣府 (2015)「少子化社会対策大綱～結婚, 妊娠, 子供・子育てに温かい社会の実現をめざして～」
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/law/taikou2.html>.
- 内閣官房 (2021)「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku/index.html.
- 越智康詞・酒井真由子 (2018)「テレビメディアにおける教育世論の構成と教育政策—幼児教育・保育関連報道の分析を通して—」『信州大学教育学部研究論集』第12号, 信州大学教育学部, 17-36.
- 大蔵大臣・文部大臣・厚生大臣・労働大臣・建設大臣・自治大臣 (1999)「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」<https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/topics/syousika/angel03.htm>.
- 酒井真由子・加藤隆雄 (2017)「テレビと視聴者の物語共同体—少年事件報道のマルチモダリティ分析を通じて—」『上田女子短期大学紀要』40, 上田女子短期大学, 73-82.
- 酒井真由子・越智康詞・紅林伸幸・加藤隆雄 (2016)「テレビのメディア・バイアスと教育世論の構成—教員報道/少年報道から見えてくるもの—」『信州大学教育学部研究論集』第9号, 信州大学教育学部, 27-47.
- Stiegler, Bernard (1994, 1996, 2001) *La technique et le temps 1-3*, Editions Galilee. (=2009, 2010, 2013, 石田英敬監修・西兼志訳『技術と時間 1-3』法政大学出版局.)
- 健やかに子供を育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議 (1991)「健やかに子供を育てる環境づくり」,
<https://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryu/no.13/data/shiryu/syakaifukushi/410.pdf>.
- 山腰修三 (2012)『コミュニケーションの政治社会学—メディア言説・ヘゲモニー・民主主義—』ミネルヴァ書房.

分 担

第2節：井上剛男

上記以外：加藤隆雄・越智康詞・酒井真由子

付 記

本研究は、科学研究費助成金「公教育をめぐるマスメディアのリアリティ構成に関する研究」（課題番号 21K02307, 研究代表者：井上剛男）による研究成果の一部である。